

函館市母子支援連絡システム事業実施要綱

1 目的

母子支援連絡システム事業は、養育支援が必要な家庭（妊娠婦、新生児、乳児および就学前の幼児のいる家庭）に関する情報を迅速に把握し、医療機関との相互協力、連携のもとに、地域における母子保健サービスの推進を図ることを目的に実施する。

2 実施主体

事業の実施主体は、函館市（以下「市」という。）とする。

3 対象者

事業の対象者は、市に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者で、支援を受けることについて妊娠婦本人の同意、または乳幼児にあっては、保護者もしくは乳幼児の養育に当たっている同居人（以下「保護者等」という。）の同意を得たものとする。当該各号に該当するかどうかの決定は、別記の「養育支援が必要な家庭について」に基づき、行うものとする。

- (1) 心身の疾患や発達の遅れなど養育支援が必要な児
- (2) 心身の健康状態または育児環境から保健指導が必要な妊娠婦
- (3) 不安定な経済基盤、疾患などにより養育環境に問題を有する養育者
- (4) 医療機関が養育支援が必要と判断した児または養育者

4 協力医療機関

市が対象者について情報提供を受ける協力医療機関は、次のとおりとする。

- (1) 市立函館病院（産科、小児科）
- (2) 函館中央病院（周産期センター、産科、小児科）

- (3) 函館五稜郭病院（産科）
- (4) 共愛会病院（産科、小児科）
- (5) その他市内の分娩を取り扱う医療機関

5 事業内容

(1) 情報の提供

協力医療機関は、母子支援連絡票（別記様式1～3）により対象者の情報を市に提供する。

(2) 養育支援

ア 市は、情報提供された母子について訪問指導等を行う。

イ 市は、訪問指導等の結果について、母子支援報告書（別記様式4～6）により協力医療機関に報告する。

(3) 母子支援地域連絡会の開催

協力医療機関および市は、支援を行った対象者に関する意見交換や支援のあり方などの検討を行う母子支援地域連絡会を適宜開催し、情報の共有を図る。

連絡会に関し必要な事項は、別に定める。

6 個人情報の取扱い

個人情報については、函館市個人情報保護条例の規定ならびに協力医療機関の守秘義務に基づき、適正に取扱うものとする。

7 診療情報提供料

協力医療機関は、母子支援連絡票（別記様式1～3）により、本人または乳幼児について、保護者等の同意に基づき情報提供を行った場合は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法に基づき「診療情報提供料（I）」を算定することができる。

8 その他

(1) この要綱に定めるもののほか事業の実施に必要な事項は、別に

定める。

- (2) 本人または保護者等の同意が得られない場合は、事業の対象外とするが、疾病等の状況に応じ、通常の機関間との連携により対応する。
- (3) 乳幼児への虐待が明らかな場合または虐待の疑いが強い場合は児童虐待の防止等に関する法律第6条の規定に基づき児童相談所に通告することとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

